

広島文教大学授業料等徴収規程

(定義)

第1条 広島文教大学の授業料等の納付及び授業料等未納による除籍に関しては、広島文教大学学則（以下「学則」という。）第40条、第9章各条及び広島文教大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第37、第38条に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(納付期限)

第2条 授業料等の納付期限は、次のとおりとする。

- (1) 前期 4月30日
後期 10月31日
- (2) 分納を許可された者
許可された納付期限まで
- (3) 休学を許可された者
前期 4月30日
後期 10月31日

(授業料等の未納による督促及び除籍予告)

第3条 前条に定める納付期限を経過しても授業料等の納付がないときは、毎月、本人及び保護者あてに督促を行い、第4条に定める除籍日の1月前までに授業料等が未納の場合は、本人及び保護者あてに除籍予告通知書（別記様式1）を送付する。

(授業料等未納による除籍)

第4条 前条に定める除籍予告通知書送付後、前期の授業料等にあつては9月末日まで、後期の授業料等にあつては3月末日までに授業料等納付がないときは、学則第40条第2号又は大学院学則第37条の規定により当該学期の学期末をもって除籍するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業又は修了の学期に係る授業料等については、前期にあつては8月末日までに納付がないときは8月末日、後期にあつては2月末日までに納付がないときは2月末日をもって除籍するものとする。

(授業料等免除)

第5条 死亡、行方不明等やむを得ない事情があると認められる場合は、次のとおり授業料等を免除することができる。

- (1) 死亡、行方不明のため学籍を除いた場合は、未納の授業料等の全額
- (2) 授業料等未納のため除籍した場合は、未納の授業料等の全額

(授業料等の分納)

第6条 授業料等の分納の許可を受けようとする者は、第2条第1号に規定する納付期限までに授業料等分納願（別記様式2）を学長に提出し、その許可（別記様式3）を受けなければならない。

2 各期授業料等の分納の最終期限は各学期末日とする。ただし、卒業（修了）予定者の後期授業料等については、1月末日を最終期限とする。

3 分納の許可を受けようとする者は、第2条第1号の納付期限までに授業料等分納願（第

5号様式)を学長に提出し、その許可(第6号様式)を受けなければならない。

(事務)

第7条 この規程に関する事務は、経理課及び学生サポート課において処理する。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度入学生から適用する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

1. この規程は令和3年4月1日から施行し、広島文教大学授業料等の延納及び分納取扱細則は令和3年3月31日をもって廃止する。
2. 令和2年度以前の入学者にあっては、改正後の広島文教大学授業料等徴収規程の規定及び広島文教大学授業料等の延納及び分納取扱細則の廃止にかかわらず、なお、従前の例による。

(別記様式 1)

		年	月	日
広島文教大学				
人間科学研究科教育学専攻				
学部	学科			
学生番号				
学生氏名				
保護者氏名				
		広島文教大学長	印	
除籍予告通知書				
下記授業料等の納付について、 月 日現在未納となっています。				
最終納付期限までに納付がない場合は、広島文教大学学則第 40 条第 2 号 (大学院学則第 37 条) の規程により除籍となりますので、至急、納付くださるようお願いいたします。				
記				
未納額	円 (年度	期分	授業料等)
最終納付期限	年	月	日	
〈本状に関する連絡先〉				
広島文教大学学生サポート課				
広島県広島市安佐北区可部東 1-2-1				
電話 082-814-9995 (直通)				

(別記様式 2)

		年	月	日
授業料等分納願				
広島文教大学長 殿				
広島文教大学				
人間科学研究科教育学専攻				
学部 学科				
学生番号				
学生氏名				
保護者氏名				
(印)				
(印)				
下記の事情により授業料等の納付が困難であるため、 年度 期分授業料等の				
分納を許可してくださるようお願いいたします。				
記				
授業料等分納許可を受けなければならない事情				
納付日 :	年	月	日	(納付金額 : 円)
	年	月	日	(納付金額 : 円)
	年	月	日	(納付金額 : 円)

(別記様式 3)

授業料等分納許可書

広島文教大学

人間科学研究科教育学専攻

学部 学科

学生番号

学生氏名

願い出のあった 年度 期分授業料等の分納については、下記のとおり許可する。

記

年度 期分授業料等の納付期限及び納付金額

納付期限 年 月 日 (納付金額: 円)

納付祈願 年 月 日 (納付金額: 円)

納付期限 年 月 日 (納付金額: 円)

年 月 日

広島文教大学長

